

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月21日（平成29年（行情）諮問第62号）

答申日：平成29年11月24日（平成29年度（行情）答申第333号）

事件名：特別警備基礎課程及び特別警備応用課程において使用された教材の不
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『特別警備基礎課程と特別警備応用課程において使用された教材の全
て。＊対象文書は2009. 2. 24一本本B1321の最新版。＊＊電
磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』に係る行政文書」（以
下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、
妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月25日付け防官文第1
5060号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が
行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求
める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき
である。

（2）意見書

過去の同様な文書は一部開示されている。

過去の同様な文書（平成22年度（行情）答申第198号（10. 8.
31）対象文書）は、一部開示されているので、同様に開示できる箇所
は存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに対し、
本件対象文書の全てが法5条3号に該当することから、平成28年8月2
5日付け防官文第15060号により、不開示決定（原処分）を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書については、その名称を含めて公にすることにより、特別

警備隊の任務内容及び同隊に必要とされる能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その全てが上記2のとおり同条3号に該当することから不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年2月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月17日 | 審議 |
| ④ | 同月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年10月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特別警備基礎課程及び特別警備応用課程（以下、併せて「本件課程」という。）において本件開示請求当時に使用されていた教材の全てである。

審査請求人は、原処分を取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 特別警備隊の概要について

当審査会事務局職員をして諮問庁に本件課程について確認させたところ、諮問庁から、本件課程とは特別警備隊の教育課程であり、特別警備隊の組織、任務及び教育訓練は次のとおりとの説明があった。

- (1) 特別警備隊は、平成11年の能登半島沖不審船事案を受けて自衛艦隊隷下の直轄部隊として平成13年に新編された。
- (2) その任務は、海上における警備行動としての立入検査等の業務を、武器等による抵抗など特に困難や危険が伴うような状況下において、かかる抵抗の抑止や武装の解除等も念頭に置きつつ実施することとされている。
- (3) 隊員はその任務の特殊性から体力的、精神的及び技能的に高い能力が求められるため、教育訓練には射撃、高速ボートの操縦、潜水、個人格

闘，爆発物の処理等の各種技能の修得を目的とした課目が含まれる。そして，教育訓練は特別警備基礎課程（約36週間）及び特別警備応用課程（約1年3か月）の二つの課程（本件課程）から成り，前者は第1術科学校が，後者は特別警備隊が実施する。

3 不開示情報該当性について

- (1) 特別警備隊の任務の特殊性からその隊員に対し高い能力が求められていることは上記2のとおりであり，本件課程において使用される教材の全てについて，個々の文書名及び文書の件数を公にすると，海上自衛隊が特別警備隊の隊員に対して実施する教育内容の全体像又は体系が包括的・網羅的に明らかとなることから，上記2のような特殊な任務を遂行するために特別警備隊が備えるべき能力として念頭に置かれている諸要素を推察する手掛かりを与えることになる。その結果，悪意を有する相手方が，自衛隊に対して対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。
- (2) また，本件課程において教材として使用される個々の文書には，特別警備隊の隊員として習得すべき知識及び技能が，その習得方法及び期待される水準とともに具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。これを公にすると，特別警備隊の隊員に対する教育・訓練の内容及び隊員の練度が推察され，それによって特別警備隊の能力や練度が推察されることを通じて，悪意を有する相手方が，自衛隊に対して対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。
- (3) したがって，本件対象文書については，その文書名及び文書の件数を含めて，これを公にすることにより，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。
- (4) なお，審査請求人は，意見書において，過去の同様の文書（平成22年度（行情）答申第198号（10.8.31）対象文書）は一部開示されている旨主張するが，当該答申は，本件と同様に「特別警備基礎課程と特別警備応用課程において使用された教材の全て。」に係る行政文書につき，その全部が法5条3号に該当するとして不開示とした処分庁の決定を妥当と判断したものであり，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から，当該文書が一部開示されたとの事実はないとの説明があった。したがって，審査請求人の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会において本件対象文書を見分したところ，その一部については，

作成年月日が本件開示請求日よりも後であると認められる。この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、これらの文書は、本件対象文書の一部が本件開示請求日以降に更新されたものであり、更新前の文書については、保存期間が満了したことから廃棄したとの説明があった。

公文書等の管理に関する法律施行令 9 条において、現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる行政文書ファイル等については、保存期間を延長する場合は、当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間保存しなければならないとされているところ、その趣旨に照らせば、本件対象文書が審査請求の対象となり、当審査会への諮問中であるにもかかわらず、その一部を保存期間が満了したことを理由に廃棄したことは、著しく不適切であり、今後、処分庁においては、公文書等の管理に関する法令の趣旨を踏まえ、文書管理のより一層の適正化を図ることが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久